

(地方自治法施行令第168条第4項の規定による静岡県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関の指定について)

地方自治法施行令第168条第4項の規定による静岡県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関の指定について

制定 平成25年3月1日告示第8号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第4項の規定に基づき、次の金融機関を静岡県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関として指定する。

- 1 名称 株式会社ゆうちょ銀行名古屋支店
- 2 所在地 愛知県名古屋市中区大須3-1-10

附 則

この告示は、公布の日から施行する。